

第 10 回 第 1 農地部会議事録

日 時 令和3年10月18日(月) 午前10時00分

場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・5 村澤 藤次
8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉・11 清水 喜代己
12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ・21 坂野 大徹
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 4 東海 光政

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 12 海野 要・13 内藤 正敏

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第8号 非農地証明願について
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長

それでは第10回第1農地部会を開催させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。

本日の欠席者は、4番 東海 光政委員、1名でございます。出席委員は13名でございます。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

12番 海野 要委員、13番 内藤 正敏委員、よろしくをお願いします。

まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。

事務局をお願いします。

事 務 局

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1で、件数は1件、面積は9,789㎡で、田でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから9ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から14で、合計件数は14件、合計面積は113,019.43㎡で、その内訳は田が94,808㎡、畑が18,211.43㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

10ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、共同住宅用地

でございます。

以上、件数は2件、合計面積は754㎡で、すべて畑でございます。

11ページから13ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1から番号3、駐車場用地

番号4、番号5、一般個人住宅用地

番号6、分譲住宅用地

でございます。

以上、件数は6件、合計面積は8,644.33㎡で、その内訳は田が7,454㎡、畑で1,190.33㎡でございます。

14ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。
番号1、一般個人住宅用地でございます。
以上、件数は1件、面積は284㎡で、田でございます。

15ページをお願いいたします。
報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1、権利者 _____ 申請地は田で351㎡となります。
取得年月日は、平成13年8月1日でございます。
この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、16ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積 4,159㎡、渡人 _____、面積 4,159㎡、申請地 一身田豊野ソノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,527㎡ 外1筆、合計面積 3,054㎡。
これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 櫛形、受人 _____、面積 12,573㎡、渡人 _____、面積 339㎡、申請地 産品小海 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 49㎡。
これにつきましては、受人は、遠方のため、営農を縮小する渡人から、耕作利便の良い申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 片田、受人 _____、面積 5,108㎡、渡人 _____、面積 607㎡、申請地 片田田中町鎌田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 35㎡ 外1筆、合計面積 211㎡。
これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 高野尾、受人 _____、面積 5,005㎡、渡人 _____、面積 7,977㎡、申請地 高野尾町藤足_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 892㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 辰水、受人 _____、面積 4,208㎡、渡人 _____、面積 7,224㎡、申請地 美里町高座原宮之前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 636㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、このあとの議案第9号にてご審議いただきます、利用集積計画の決定の中で、当案件の受人が、1,361㎡を他所より借り受ける旨の案件が計上されています。

番号6、地区 草生、受人 _____、面積 5,005㎡、渡人 _____、面積 8,808㎡、申請地 安濃町草生船倉_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 988㎡ 外1筆、合計面積 1,979㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は6,821㎡、このうち田が3,054㎡、畑で3,767㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田。

田村委員 3番、田村です。10月6日に地元推進委員と事務局と現地確認いたしました。事務局の説明通りで何も問題ございませんでした。

議長 番号2、地区 櫛形、番号3、地区 片田。

川邊委員 23番、川邊です。2番と3番の両方見ました。13日に地元推進委員と現地を確認しました。両方とも事務局説明通りです。問題ございませんでした。

議長 番号4、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。10月6日に地元推進委員と現地確認いたしました。何も

問題ございません。10月9日の高野尾の農振協議会でも協議いたしましたところ、問題ないということでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号5、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。10月10日と11日に現地確認をして参りました。何も問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号6、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。10月6日に現地確認を行いました。地元推進委員からも何も問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号1から番号6について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。
次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。
番号1、地区 高野尾、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分地上権設定者 _____、面積 5,005㎡、申請地 高野尾町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,099㎡。
この案件は、このあと議案第6号でご審議いただく営農型太陽光発電施設の一時転用に関連し、ある一定の空間を利用するための区分を設定するもので、広さを意味する設定面積は、1,099㎡、幅を意味する高さは、地上2mから3.8mの間となっております。

番号2、地区 草生、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分地上権設定者 _____、面積3,911㎡、申請地 安濃町草生岡谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,718㎡。

この案件は、このあと議案第6号でご審議いただく営農型太陽光発電施設の一時転用に関連し、ある一定の空間を利用するための区分を設定するもので、広さを意味する設定面積は、1,718㎡、幅を意味する高さは、地上2mから3.8mの間となっております。

以上、件数は2件、合計面積は2,817㎡、すべて畑でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しな

いため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。10月6日に地元推進委員と事務局と現地確認させていただきました。事務局から説明があったように、区分地上権というのを聞かせていただきました。地元の_____でも質問が出たので、間違った説明をしてはいかんで、事務局に電話で確認して、説明をいたしました。何も問題ないということで承認をいただきました。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。10月6日に現地確認をさせていただきました。地元推進委員の方からも問題なしということで何も問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 高野尾の件の「区分地上権」を事務局から皆さんに説明してください。

事務局 今まで許可してきた太陽光については、大きく分けて、賃貸借権と地上権の2種類があります。

地上権は、土地の地権者とその土地に物件を設置した事業者が同等の権利を得るものです。賃貸借権は、地権者の土地に物件を設置した場合、地権者に了承を取らなければ物件の売り買いができません。

地上権だと、太陽光の発電設備を設置した事業者が、地権者と同等の権利を持つことから、地権者の了承なしに太陽光発電設備を転売できる形になります。

区分地上権は、地上のある一定の空間を区分として設定することで、地上権と同等の権利を持つことになります。営農型では、地上権が足場の部分、区分地上権がパネル部分ということになります。

議 長 ありがとうございます。それでは、番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 新町、申請者 _____、申請地 神納井明_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 661㎡。

これにつきましては、申請地を自己の来客者用及び近隣にある事業者のための駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町高座原羽舞場_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 264㎡。

これにつきましては、申請地を植林しようとするものですが、日照不足などの耕作条件の悪化から、昭和46年頃に杉を植林した旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は925㎡、このうち田が661㎡、畑で264㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 新町、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。10月6日に事務局と地元推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。10月12日に現地確認をしましたが、何ら問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長 番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

19ページから20ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 568㎡。

これにつきましては、製造業や建設業を営む受人が、渡人から申請地を譲り受け、既存敷地が狭く、苦慮していた隣接する自社の駐車場及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、受人 _____、申請地 雲出本郷町荒木 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 281㎡ 外1筆、合計面積 910㎡。

これにつきましては、会社役員を務める受人が、渡人から申請地を譲り受け、賃借人と共同で、駐車場及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 豊津、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町一色石橋 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 237㎡ 外2筆、合計面積 783㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を障がい者の就労を支援する施設である、就労継続支援B型施設用地とするもので、次の番号4でご審議いただく申請地と一体利用するものです。

現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 豊津、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町一色石橋 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 388㎡ 外4筆、合計面積 1,759㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を障がい者の就労を支援する施設である、就労継続支援B型施設用地とするもので、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 椋本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本巾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 89㎡ 外3筆、合計面積 1,618㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地の東側に隣接し、親族が営む法人に賃貸するべく、貸駐車場用地とするものです。

また、現在近隣に点在している大型の運搬車両を申請地に集約させ、既存敷地である申請地の南側に隣接する土地で、荷物の積み下ろし場として利用する計画となっております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町林中畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 307㎡ 外2筆、合計面積 967㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、448.92㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野上之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 340㎡ 外2筆、合計面積 891㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野上之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 184㎡ 外1筆、合計面積 461㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、261.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野上之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 267㎡ 外3筆、合計面積 737㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の63.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町戸島川北 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 499㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は9,193㎡、このうち田が3,452㎡、

畑が5, 690㎡、他(山林)が51㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 雲出、お願いいたします。

村澤委員 5番、村澤です。10月6日に現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号3、番号4 地区 豊津、よろしくお願ひします。

喜多委員 8番、喜多です。10月6日に、会長、部会長と、支所の職員、地元推進委員で現地確認をいたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 番号5、地区 棕本、お願ひします。

牧野委員 10番、牧野です。10月6日に会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地確認しました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 番号6、地区 明、お願ひします。

牧野委員 10番、牧野です。10月6日に現地確認させていただきました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

議長 番号7から番号9、地区 高宮、お願ひします。

清水委員 11番、清水です。10月12日に地元推進委員と現地確認をいたしました。3つの申請地に関しましては、自宅と隣接しており、何ら問題ありませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 番号10、明合、お願ひします。

海野委員 12番、海野です。10月6日に地元推進委員、支所の担当、農業委員とで現地確認をいたしました。問題なしと判断させていただきました。よろしくお願ひします。

議長 番号1から番号10について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 雲出、借人 _____、貸人 _____、申請地 雲出長常町十五所南_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 207㎡。</p> <p>これにつきましては、自らが代表を務める_____を営む借人が、貸人との間に5年間の賃貸借権を設定し、申請地を貸駐車場用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、面積は207㎡、畑でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 雲出、お願いします。</p>
村澤委員	<p>5番、村澤です。10月6日、現地確認をいたしました。何ら問題ありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 高野尾、地上権者 _____、地上権設定者 _____、申</p>

請地 高野尾町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 099 m²の内0. 42 m²。

これにつきまして、10年間の地上権を設定し、一時転用許可を受けて、申請地の上空に簡易な構造で容易に撤去できる設計がなされた支柱の高さが約2. 1 m、支柱の間隔が約3. 2 mある営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。

なお、当施設の下では、主に営農型の下で榊栽培を手掛ける農地所有適格法人である_____が、榊を栽培する計画がされております。

農地区分としましては、農業振興地域内農用地域域になりますが、不許可の例外にあたる仮設工作物の一時的利用に供するものに該当するものだと判断されます。

番号2、地区 草生、地上権者 _____、地上権設定者 _____、申請地 安濃町草生岡谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 718 m²の内0. 47 m²

これにつきましては、10年間の地上権を設定し、一時転用許可を受けて申請地の上空に簡易な構造で容易に撤去できる設計がなされた、支柱の高さが約2. 1 m、支柱の間隔が約3. 2 mある、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。

なお、当施設の下では、主に営農型の下で榊栽培を手掛ける農地所有適格法人である_____が、榊を栽培する計画がされております。

農地区分としましては、農業振興地域内農用地域域になりますが、不許可の例外にあたる仮設工作物の一時的利用に供するものに該当するものだと判断されます。

以上、件数は2件、面積は0, 89 m²、畑でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか否か・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か、支柱の高さが2 m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。議案第2号にありました、3条の区分地上権のその下の地上権についてですが、6日に地元推進委員と事務局と現地確認いたしました。別の問題ないということでした。地元の高野尾農振協議会でも相談しましたところ、問題ないということでした。

議長 番号2、地区 草生、お願いします。

内藤委員	13番、内藤です。10月6日に農業委員、地元推進委員、事務局と現地確認をいたしました。何の問題もございませんでした。よろしくお願いします。
議長	番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>23ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外1筆、合計面積 512㎡。</p> <p>これにつきましては、許可前に隣地の土地所有者へ事業説明を実施し、承諾を得ていたところ、許可後に当該者より意見が寄せられ、改めて検討した結果、事業を破棄せざるを得なくなったことから、取消願いが提出されたものになります。</p> <p>以上、件数は1件、面積は畑で、512㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1 地区 雲出、お願いします。
村澤委員	5番 村澤です。事務局から説明いただいたとおりでございます。よろしくお願いします。
議長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>それでは異議なしと認め、議案第7号については、承認をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局 24ページをお願いいたします。
議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 安濃、願出者 _____、申請地 安濃町内多城山 _____、
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 274㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に昭和60年より山林となっていることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、面積は274㎡、田でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。10月6日に地元推進委員、農業委員2名と事務局で現地確認を行いました。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 番号1について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、証明することに決定いたします。
次に別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。
田の賃貸借、使用貸借で44、886㎡、畑の使用貸借で3、248㎡、契約件数は16件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5、780㎡、畑の使用貸借で486㎡、契約件数は3件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で38、072㎡、畑の賃

貸借で297㎡、契約件数は11件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で2,830㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で4,771㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で16,444㎡、契約件数は4件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて112,783㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて4,031㎡、合計契約件数は39件、合計面積は116,814㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区10件、安濃地区8件、芸濃地区1件で、合計19件、合計面積は71,628㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で48.7%、面積で61.3%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は、12番と14番となり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

今月分については、議事参与の制限に該当する案件がありませんのでこのまご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

それでは議案第9号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時46分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年10月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____